

川越市告示第 6 0 5 号

川越市役所駐車場休日等管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 1 日

川越市長 森 田 初 恵

川越市役所駐車場休日等管理規程の一部を改正する告示

川越市役所駐車場休日等管理規程（平成１０年告示第２２６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「別表第２備考第６号」の次に「、川越市財産規則（昭和３９年規則第９号）第２２条第１項ただし書」を加え、「第８条第１項」を「第７条」に、「第７条において」を「以下」に改める。

第２条を削る。

第３条中「駐車場を利用することができる」を「川越市財産規則第２２条第１項ただし書に規定する市長が定める」に改め、同条を第２条とする。

第４条の見出しを「（利用の手続）」に改め、同条第１項を次のように改める。

休日等に前条各号に掲げる自動車（以下この条及び第５条において単に「自動車」という。）の駐車のために駐車場を利用しようとする者は、当該自動車を駐車場に入場させる際、駐車場に設置された撮影機器における道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第９条の規定により登録された自動車登録番号又は同法第６０条第１項後段の規定により指定を受けた車両番号（第３項において「自動車登録番号等」という。）の確認による許可を受けなければならない。

第４条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に、「休日（休日が連続するときは、その初日）」を「休日等（条例第３条第２項に規定する休日の翌日を除く）」に改め、「この項」の次に「及び次条」を加え、「休日の」を「休日等の」に、「の時点において第１項の許可」を「に前項の確認」に改め、同項を同条第２項とし、同項の次に次の１項を加える。

３ 第１項の確認（前項の規定により当該確認とみなされたものを含む。

以下この項において同じ。）による許可を受けた者は、駐車場から自動車を出場させようとする時に、当該自動車の自動車登録番号等と第１項の確認を受けた自動車登録番号等との照合を受け、条例別表第２に定める使用料（次条及び第５条において「使用料」という。）を納付しなけ

ればならない。

第4条第4項及び第5項を削り、同条を第3条とする。

第5条第1項中「の許可」を「の確認」に、「同条第3項」を「同条第2項」に、「により許可」を「により当該確認」に、「ときは、その時点」を「場合にあっては、休日等の午前8時」に、「駐車場を出場する」を「同条第3項の規定により照合を受けた」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「第2条第1項に規定する日時」を「休日等」に、「を駐車場に駐車させる」を「の駐車のために駐車場を利用する」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第6条とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。